



外国人を雇用する事業主の皆さんへ

# 外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は インターネットで登録できます

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

## インターネットで届け出るメリット

- 24時間、365日いつでも届出できます！**  
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- ハローワークへの来所は不要です！**
- 複数の外国人についてまとめて届出できます！**
- 届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

様式第3号（第10条関係）（表裏）		届出書 に係る外国人雇用状況届出書	
①外国人の氏名 (ローマ字)	姓	名	モードルーム
②③の者の在留資格	③④の者の在留期間 (西暦) 年 月 日 まで		
④⑤の者生年月日 (西暦)	年	月	日
⑥⑦の者の性別	⑧⑨の者の資格外 法規制の有無 I 有・ II 無		
⑩⑪の者の国籍・地域			
届出者情報 登記番号 (登記→のとき登記番号 登記→のとき登記番号)			
届出者登記番号 (西暦) 年 月 日	年	月	日
届出者登記番号 (西暦) 年 月 日	年	月	日
届出者登記番号 (西暦) 年 月 日	年	月	日
学業就職の社会的な適性及び労働者の雇用の実態及び職業生活の実態等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日			
事業所の名称 (本社) 所在地、電話番号 (本社) 法人登記所 (所在地) 氏名	届出又は登記に係る事業所 登記の登記番号 (登記番号) TEL		
事業主 氏名	登記の登記番号 (登記番号) TEL		
社会保険 登記番号 (登記番号) 氏名	公共職業安定所長 殿		

## ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス

[\(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/\)](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/)

- 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」
- 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」
- 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

外国人雇用状況届出システム

検索

↓このバナーが目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin\\_manual.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf)

# インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省  
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出

事業主の協力に基づき、従々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を始めた地図の労働者に関する問題及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

■ 留意事項

様式3号(地方公共団体の場合)は適用されません。以下同じ。等の届出用紙により、一度でもハローワークに届け出を行ったことのある事業主の場合は、ハローワークからユーザーIDを取得することができます。以前に様式3号による届出を行って、今は、インターネットによる届出を行う場合は、手順を踏んで、様式3号を提出せずにハローワークまでお問合せください。ご担当者のメールアドレスをお問い合わせください。

登録済みの事業者等を登録していますので、ご確認ください。  
⇒[登録済みの事業者登録](#)

ログインにて一回目失敗した場合、一時的にログインができません。ログインができない場合、時間をあいて再度ご利用をお願いいたします。

■ お知らせ

【登録するユーザーの選択】  
ハローワーク契約サービスの「申請等をご利用の方」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。  
操作上ご不明な点ございましたら、ご相談ください。

その他のシステムマニュアルのお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。  
⇒[ハローワークインターネットサービス「転職情報・お問合せ」](#)

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをすでにお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に漏洩しないように大切に管理してください。

ユーザーID  
パスワード  
サービスご利用の注意  
ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録  
外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。  
お問合せ  
外国人雇用状況届出システムによるお問合せを掲載しました。

厚生労働省職業安定局  
画面バージョン: Google Chrome 13. Microsoft Edge 44 特別版の有効期限: 2024-01-15  
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

「ユーザID新規登録」  
をクリック

厚生労働省、外国人雇用状況届出システム  
新規ユーザID登録

トップメニュー > 新規ユーザID登録

■ 新規ユーザID登録手順

① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方  
1. 当面の「雇用保険適用事業所からのユーザID登録」をクリックしてください。  
「ユーザID登録メール送信」に遷移します。

2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。  
ユーザID登録メール送信します。

3. しばらくすると、担当者メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。  
「ユーザID登録」が表示されます。

4. 「ユーザID登録」で事業所番号を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。  
「ユーザ情報登録」が表示されます。

5. 「ユーザ情報登録」に表示されている事業所番号を選択し、該りがなければ「新規O.K.」をクリックしてください。  
ユーザID登録メール送信しますのでメール内容を確認してください。  
また、ユーザ登録（ユーザID登録メール送信）が完了しましたと、ユーザIDの登録は完了です。

6. ログインを行い、専用版の報告をおこなってください。

② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方  
1. 「雇用保険適用事業所からのユーザID登録」をクリックしてください。  
「ユーザID登録メール送信」に遷移します。

2. 「雇用保険適用事業所からのユーザID登録」をクリックしてください。  
「ユーザID登録メール送信」が表示されます。

3. 「ユーザID登録」で事業所番号を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。  
「ユーザ情報登録」が表示されます。

4. 「ユーザID登録」で事業所番号を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。  
「ユーザ情報登録」が表示されます。

5. 「ユーザID登録」で事業所番号を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。  
「ユーザ情報登録」が表示されます。

6. ログインを行い、専用版の報告をおこなってください。

▲ このページのトップへ  
厚生労働省職業安定局

- ① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合  
▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録」
- ② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は  
▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録」  
をそれぞれクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム  
ユーザID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、郵便保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。  
ユーザID仮登録メールを送信します。

・ 上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。  
雇用保険適用事業所番号  
担当者eメールアドレス  
担当者eメールアドレス(再入力)  
（ユーザID本登録）を完了してください。  
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

①  
②

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム  
ユーザID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、郵便保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。  
ユーザID仮登録メールを送信します。

・ 上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。  
郵便保険適用事業所番号  
担当者eメールアドレス  
担当者eメールアドレス(再入力)  
※ ユーザID仮登録メールを送信しました。24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録（ユーザID本登録）を完了してください。  
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに仮登録メールが自動送信されるので、メールが届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「ユーザ情報登録」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「確定」をクリック
- ▶ 本登録完了

## インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

学生・方針会議

# 外国人雇用状況届出システム

---

## ■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、僕々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地元の外人労働者の適正な調整及び外人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

---

## ■ 留意事項

様式第3号(国民公共団体の場合は通知式、以下同じ)等の届出用紙により、一度でもヨーロークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からヨーローク及びスコットランドまでおこなうことはできません。前に様式第3号による届出を行った場合、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を提出されヨーロークまでお渡せください。あなたの務め、ご担当部署のメールアドレスを記入して下さい。

監査時における質問を避けるために、ご確認ください。

=[ヨーロークの注意事項](#)

---

ログインページへ直接移動した場合、一時的にログインができないことがあります。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお勧めいたします。

---

## ■ お知らせ

[操作マニュアルの変更内容]  
ハローワークオンラインチャットサービスの「申請書をご利用の方へ」にて、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。  
操作上不明な点ございましたら、ご活用ください。

その他、シカドヘルプデスク等のお問い合わせは、以下のリンクからご確認ください。  
= [ヨーロークオンラインチャットサービス新規登録・お問い合わせ](#)

---

## ■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザー登録をお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

**注意:** カーソルを止める位置は第三欄にあります。よく見えないよう大きめで表示してください。

ユーザーID  
パスワード  
セーフティ用語の入力



**ログイン**

---

## ■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問い合わせ

ユーザID新規登録  
外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。

パスワード再登録  
パスワードを忘れた方はこちらです。

お問い合わせ  
外国人雇用状況届出システムについてお問い合わせを複数回しました。

---

由来: ページは Google Chrome 13. Microsoft Edge 14 版の状態で撮影されています。

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省職業安定局

登録したユーザIDと  
パスワードを入力して  
**「ログイン」**を  
クリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

## 事業所情報確認

ログアウト

トップメニュー > 事業所情報確認

### 前回ログイン時間

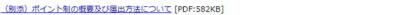
前回ログイン時間：【2022/06/28 10:21:11】です。

覚えてない/ログイン履歴が表示されているときは、悪意のある者が侵入している可能性があります。  
警報のパローワークまでに連絡ください。

### お知らせ

- 「ポイント割引」について  
ポイント割引の概要や外国人雇用状況届出の記載方法については、別添リーフレットを参照下さい。  
※ ポイント割とは年度ごとの契約額を設定するため、高収入材に対しポイント割を活用した出入管理上の優遇措置を与える制度です。

▶ [\(別窓\) ポイント割の概要及び提出方法について \[PDF:582KB\]](#)



担当者氏名  
担当者連絡先電話番号  
担当者参考  
担当者 eメールアドレス

[雇用情報メニュー](#) [事業所情報修正](#)

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

## 「雇用情報メニュー」 をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

## 雇用情報メニュー

[ログアウト](#)

トップメニュー > 雇用情報メニュー

---

事業所情報

事業所番号

事業所名

メニュー

該当する用例情報を登録、更新、履歴照会登録を行ってください。

なお、雇用保険の被保険者番号登録（又は登録失敗）において、「**外国人雇用状況届出**」に該当する事項（氏名、在留資格、在留期間、国籍、地域等）を記載して提出された場合は、改めて**外国人雇用状況届出**システムで雇用情報（**届出時は履歴情報**）を登録する必要はありません。

外国人雇用情報新規登録

新しい外国人の方を雇い入れた場合は、「外国人雇用情報新規登録」をクリックし、雇用情報を登録してください。

雇用保険の被保険者番号登録

外国人雇用情報新規登録（複数）

外国人雇用情報修正登録

外国人雇用情報登録

事業所情報修正

パスワード変更

新しく外国人の方を雇い入れた場合は、「外国人雇用情報新規登録」をクリックし、雇用情報を登録してください。

雇用保険の被保険者番号登録

外国人雇用情報新規登録（複数）

外国人雇用情報修正登録

事業所情報修正

パスワード変更

届け出るべき事項は、盤面図の案内に従ってください。

平成 1 年 1 月 1 日より前に雇い入れられた者の届出については、「**外国人雇用情報新規登録**」から行ってください。

届出時の注意事項等を理解しているまでの、ご確認ください。

[提出状況について](#)

「外国人雇用情報  
新規登録」をクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

## 雇用情報新規登録

雇用情報メニュー ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報新規登録

### 操作説明

新規で届けられた外国人の雇用情報を入力してください。  
入力が完了したら、「外国人雇用情報新規登録」をクリックしてください。

**雇用登録の概要欄**で登録情報を入力

**雇用情報**

氏名（ローマ字） <small>必須</small>	<input type="text"/> (半角英数字40文字以内)
フリガナ（カタカナ） <small>必須</small>	<input type="text"/> (全角カナ25文字以内)
在留資格 <small>必須</small>	<input type="text"/> <input checked="" type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 更正申請済 (半角英字)
在留期間（西暦）	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/> (300文字以内)

▲このページのトップへ

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
  - ▶ 次画面で「確定」をクリック
  - ▶ 登録完了

# 外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

## 1 申請方法について

### 質問

これまでには外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

### 回答

これまでに、**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**、**雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）**、**雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）**の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。

お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

## 2 ログイン情報の管理

### 質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

### 回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。  
ハローワークで登録状況を確認します。

## 3 社会保険労務士による届出

### 質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

### 回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

**雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。**  
**その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。**